

万が一に備えるための保険について

現在、苅田町の小・中学校では、校内のガラス破損や器物破損については、本人に過失がある場合、当事者が弁償することになっています。ガラスのある場所によってちがいますが1枚5千円から5万円程度かかります。

また、令和2年10月から自転車利用者等の自転車保険（自転車損害賠償保険等）への加入が義務化されました。近年、交通事故の発生件数が年々減少している中で、自転車側に責任のある事故の割合は増加の傾向にあり、事故による高額賠償請求事例もあります。

会社により、様々な損害保険がありますが、例えば福岡県PTA連合会から案内のある「小・中学生総合保障制度（こども総合保険）」もその一つです。補償内容に「個人賠償責任補償」があり、「お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。」と書かれています。また、「自転車による賠償事故にも対応します。」と書かれています。

その他、自動車保険によっては、個人賠償責任特約等をオプションで加入すれば、発生した自動車事故以外の日常生活の事故により、契約者、そのご家族が他人をケガさせたり、他人の財物に損害を与えたり、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる保険もあるようです。また、お子様が自転車に乗っていて他人をケガさせてしまった場合、自分のケガは「自転車傷害特約」で、相手のケガは「個人賠償責任特約」で補償されるようです。

ただし、任意保険の加入はあくまでもご家庭の判断によるものです。学校生活において発生する事故は自分がけがするだけでなく、けがをさせてしまうことも十分に考えられます。また、自転車の場合、高齢者や小さな子どもの急な飛び出しによって、偶発的に事故の当事者となる可能性もありますし、過失によって誰かを傷つけたり、物を破損してしまったりするケースもあるかもしれません。こうしたリスクは誰にでも起こり得るかもしれませんので、任意保険に加入していらない方は、一度検討をしてみてもいいのではないでしょうか。